

丹波市丹（まごころ）の里創生総合戦略推進委員会設置要綱

平成27年4月9日
告示第311号

（設置）

第1条 丹波市丹（まごころ）の里創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の着実な推進にあたり、広く市民その他関係者から意見を聴取し総合戦略に反映するため、丹波市丹（まごころ）の里創生総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）総合戦略の評価及び改訂に参画し、意見を述べること。
- （2）前号にかかげるもののほか、丹波市丹（まごころ）の里創生推進本部（以下「推進本部」という。）が必要とする事項について、意見を述べること。

（組織等）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民を代表する者及び産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等の分野から選出するものとする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、各年度4月1日から3月31日までの期間とする。ただし再任は、妨げない。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれは委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（報告）

第7条 会議結果については、必要に応じて推進本部に報告するものとする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、企画総務部総合政策課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月8日告示第159号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。